

為であるとして、損害賠償を請求する訴えを提起した。

これに対し、Yは、遺留分減殺請求権の行使により、Qの相続により侵害されたPの遺留分に係る持分を取得したとして、その持分については更正登記により抹消することができないと抗弁して反論した。

<裁判所の判断>

第1審はYの抗弁を認容したが、控訴審は、次のように述べてYの抗弁を退け、Xの請求を認容した。

本件各不動産につき、Q、Yを含むPの相続人らに対して、法定相続分により相続を原因として経由された所有権移転登記はPの遺言による真実の相続分に合致しない登記であるから、Qの遺言執行者Xは、遺言執行の一環として、その就任後、Qの遺言の実現を妨害するものとして出現した相続登記の更正登記手続をPの相続人らに請求することができる。

本件各不動産については、Qが単独相続をしたことを原因とするQへの所有権移転登記が経由されるべきであり、Qは一旦有効にYに対し更正登記手続請求権を取得したのであるから、まず、Q名義への更正登記が経由されるべきであり、Yが遺留分減殺請求権を行使したことにより本件各不動産につき取得した持分については、右更正登記を経由した後、一部持分移転登記手続をすべきものである。

4 不動産の贈与を受けた者は、その旨の所有権移転登記を経なければ、包括遺贈により当該不動産を取得した者に対して所有権取得を対抗できないとされた事例

奈良地判 平成17年12月28日

大阪高判 平成18年8月29日 判タ1228-257

<事案の概要>

Aは本件不動産の共有持分2分の1（以下「本件持分」という。）について、甥Xとの養子縁組届の提出とあわせて、平成15年4月4日にXに贈与した。

他方、Aは同月13日に、Aの財産を次男Yに包括遺贈する旨の遺言を作成した。

Aは同月16日に死亡し、遺言執行者は同年6月に、同年4月16日遺贈を原因する本件持分のYへの移転登記を経由した。

Xは、Yに対し、本件持分のX名義への移転登記手続を請求する訴えを提起した。Yは平成15年4月4月の贈与によりXが取得した本件持分の移転登記の欠缺を抗弁として主張したのに対し、Xは、包括受贈者であるYは、相続人Aと同一の権利義務を有する（民法第990条）ことから、Aから本件持分の移転を受けたXとの関係では民法第177条の第三者にあたらないと反論した。

<裁判所の判断>

次のように述べて、Xの訴えを斥けた。

被相続人の意思に基づく財産の処分である点で、包括遺贈は、特定遺贈とその性質を異にするものではないと解される。実質的にみても、相続人の存在は、戸籍により明確に把握できるのに対し、遺贈の有無は、包括遺贈であれ、特定遺贈であれ、外部からは当然にはわからないのであるから、これによる所有権の移転が登記なしに第三者に対抗すること

ができないと解することが、第三者の保護の見地からも妥当であるといえる。

よって、民法第990条の規定にかかわらず、包括遺贈による所有権の移転は、民法第177条にいう「不動産に関する物件の得喪及び変更」に該当し、そのような物件変動を受けた他の者との関係では、対抗問題になり、原則として、包括遺贈を受けた者が同条の「第三者」に該当すると解すべきである。